

追 加 議 事 日 程 (1)

第 1 回臨時会
R 8. 3. 27 午後 3 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 付議案件

(1) 議案第 48 号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

2 報告案件

－事務報告－

- (1) 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領及び狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部を改正する要領について

議案第 48 号

粕江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 粕江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

公民館条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 8 号）の一部改正に伴い、引用条項について整理するため、所要の改正を行う。

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱（平成25年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）<u>第24条</u>の規定に基づき、西河原公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、西河原公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領及び狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部を改正する要領

令和8年3月24日
教育長決裁

(狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領の一部改正)

第1条 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領(平成24年12月20日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号。以下「条例」という。)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(平成5年教育委員会規則第8号)第21条第1項第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号。以下「条例」という。)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第22条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部改正)

第2条 狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領(平成24年12月20日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(平成5年教育委員会規則第8号)第21条第1項第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第22条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。